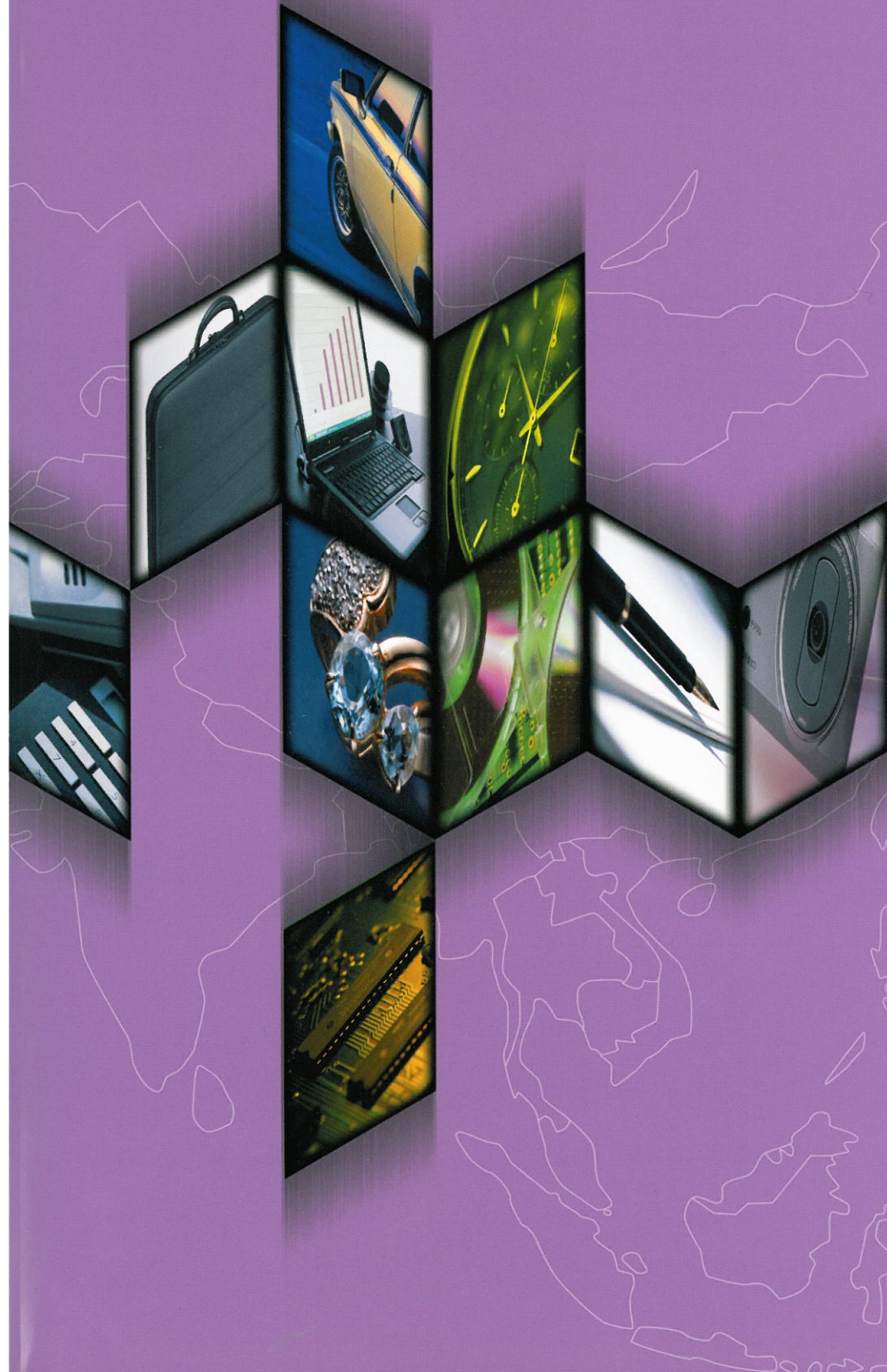


JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル
中東編



2009年3月

第3章 知的財産権のエンフォースメント

第1節 知的財産権侵害の概要

サウジアラビアの知的財産権に関係する法執行制度は、市場全体の規模の点から、多くの関係者が熱心に論じてきたテーマの一つである。多くの人々が、近年行われているレイドには、王国における海賊版に対する抑止効果がないと主張する。権利者は、レイドに関する情報が大掴みに（通常は、数字をまとめた統計の形で）しか提供されず、押収した製品を特定し、（海賊版を把握する目的で）その目録を作成するために当局と協力することが許されず、押収した品目の最終的な処分方法を確認することができないことに不満を表明している。また、権利者は、判決が公表されることがまれであり、罰金の量刑が軽く、これに抑止効果がないと主張する。

報告によれば、サウジの市場では、模倣スペアパーツのために、毎年、40億サウジ・リヤル（およそ10億6,171万2,010米ドル）の損失が出ている。模倣品のほとんどは、中国、シンガポール、タイに及びインドからリヤドのバタラ港を通じてサウジアラビアに輸入される。模倣品が最初にUAEのドバイに輸入され、次にサウジアラビアに輸入される点に留意すべきである。サウジアラビアでは、模倣活動が大規模に行われており、官民が協力し、これに取り組む必要があることは間違いない。

しかしながら、2005年に世界貿易機関（WTO）に加盟して以来、サウジ政府は、模倣行為を防止するため、過去数年間に、無作為に実施するレイドの回数を増やしたことを含め、目覚ましい対策を講じている。

サウジ法域における最もユニークな変化の一つは、サウジアラビアのイスラム教最高指導者が、模倣行為を違法活動であるとするファトゥワ（宗教的布告）を出したことであった。

商標権の執行に関する限り、当該権利の執行権限があるのは商工業省の商業詐欺防止部である。

商工業省は、適用法及び規則の規定を執行するために、同省に与えられた権限に従い、また、他の政府機関と協力し、市場において、消費者を保護し、取り締まりを行い、立ち入り検査を行っている。同省は、市場の取り締まりに細心の注意を払っており、模倣商標を付した輸入食品又は国内食品が輸入されず、またその販売の申し出が行われぬよう確保するための努力を惜しまない。さらに、同省は、欺罔、詐欺及び模倣対策及び侵害者及び模倣業者に対する法律の執行に取り組んでいる。

商業詐欺防止部は、模倣行為が、その巧拙にかかわらず、虚偽の商標を真正の商標に似せるために、虚偽の商標を偽造し、これによってその商標の虚偽の性質について消費者又は購入者に誤認させる行為であると解釈している。また、模倣行為には、次の二種類のものがあると考えられている。

- a) 名称又は名称を変えたうえで、形式又はブランドを模倣するもの。
- b) 商標の完全な偽造。

商業詐欺防止部による商標保護機能には、次のような活動が含まれる。

- a) 模倣商標を付した製品が販売されないよう確保するための市場、商店、倉庫に対する商工業省商業詐欺防止部及びその支所職員による朝夕のパトロール。
- b) 市場における模倣品の提供に対する商標所有者の告訴の受理。
- c) 模倣品のサウジアラビア市場への流入を防ぐための水際対策への協力。

商工業省は、2006年1月1日から2006年6月30日までに、模倣商標を付した化粧品、香水、腕時計、食品、電気製品及び家庭用品、自動車部品、衣料品、靴などの製品の発見にもとづいた899件の告訴に応じた。さらに、模倣商標又は周知商標の類似商標を付した多くの輸入品のサウジアラビアへの入国を拒絶した。

第2節 模倣行為

商工業省は、無作為に行うレイドを担当する商業詐欺防止部（ACFD）を設置した。ACFDは、疑わしい模倣品を押収し、押収品の数及び所有者の名称及び住所を記載した報告書を作成する。ACFDは、消費者に模倣品を販売する取引業者について通報してもらうための報償金を設け、ホットラインを開設した。

国王命令第M/19号により、イスラム暦1429年4月23日（2008年4月29日に対応）に新しい商業詐欺防止法が発出された。新法は、抑止的刑罰及び透明性のある手続きを規定する。また、同法は、模倣品を販売する取引業者について通報した者に、報償金として、業者から徴収した罰金の25%を与えると規定する。

ACFD及び税関当局は、商標侵害及び模倣品に対抗するための戦略的な方針を確立した。通常、税関が疑わしい製品を押収し、確認を求めるためにサンプルをACFDに送る。模倣行為が立証された場合には、押収した製品から侵害商標を取り除いた後に、これを再輸出するか、輸出業者の費用により破棄する。ACFDは、2007年に、押収品に関するおよそ318件の連絡を税関から受け、そのうちの92件につき、模倣品であることが確認された。

ACFDは、2007年に行った捜索に関する年次報告書を最近発表した。報告書は、模倣行為に対する6,618件の告訴がACFDに寄せられたと述べる。また、報告書は、押収品の中でも、

化粧品及び香水、電気器具及び自動車部品の割合が最も高いと説明する。

上述の年次報告書によれば、ACFD は、無作為レイドにより、模倣品を含む、サウジの基準に適合しない 3,097 万 1,739 個の製品を押収したという。

サウジアラビアにおいて最も模倣されている日本製品は、自動車部品及び電機電子機器である。ほとんどの侵害者は、日本車の模倣スペアパーツを中国、シンガポール及びインドから輸入している。日本製品を模倣した模倣電気電子機器の 90%が中国から輸入されている。

1. 模倣行為に対するエンフォースメント

今日の世界において、商標には、知的財産として極めて大きな価値があり、国境及び文化の違いを超える広範な影響力がある。商標には、あまりにも価値があるため、商標を侵害から保護することは、ほとんどの企業にとって重要な優先課題であることは間違いない。

サウジ商標法は、侵害に対抗するサウジアラビアの商標所有者の権利を定める。同法は、サウジアラビアの登録商標のみを侵害から保護するため、周知商標を含む未登録商標に関する権利は、執行できない。

サウジアラビアで登録された商標の所有者は、商標侵害に対して、利用可能な一定の措置を講ずることができる。所有者のみならず、商標の登録された専用使用権者、代理人、販売店又はフランチャイジーでさえ、自らの権利において訴訟を提起する資格があれば、侵害者に対する商標侵害訴訟を提起することができる。この権利は、通常、当該関係を規律する使用権又は契約から派生する。

サウジアラビアにおいて、訴訟及び行政的措置は無償で利用できる。権利者が模倣行為に対抗して利用可能な刑事訴訟及び民事訴訟について検討する前に、その前段階として利用可能な民事的救済措置について説明する必要がある。

民事訴訟又は刑事訴訟の場合には、最初の公判日までにかかなりの時間的遅れが生ずるため、権利者の利益が損なわれないよう確保するためには、この期間中に侵害の証拠を確保することが極めて重要になってくる場合がある。

商標の所有者は、民事訴訟又は刑事訴訟を提起する前に、書面により、予備的措置を講ずることを不服審査委員会（第一審法廷）に申し立てることができる。この申し立てには、サウジアラビアにおける商標登録証の真正な写しを添えなければならない。サウジアラビアでは、次の予備的措置が利用できる。

- a) 模倣行為に使われた設備及び器具並びに模倣品の説明を含む記録の作成。
- b) 上述の物品の押収。ただし、告訴人は、必要な場合に、押収の対象とされた当事者に対し補償するため、不服審査委員会が事前に推定した額の保証金を提出しなければならない。押収の対象とされた当事者は、不服審査委員会に対し、押収の日から 10 日以内に、書面により、保証金額の妥当性に関する異議を申し立てることができる。

告訴人は、予備的措置が講じられた日から 10 日以内に刑事訴訟又は民事訴訟を不服審査

委員会に提起しなければならない。さもなければ、予備的措置が無効であるとみなされ、押収品を解放しなければならない。

告訴人が所定の期間内に刑事訴訟または民事訴訟を提起しなかった場合、又は、被告が無実だと思われる場合、被告は、告訴人／原告の悪意に対し、刑事訴訟又は民事訴訟の提起期限である10日間の期間経過後、または、判決の確定後、90日以内に損害賠償を請求できる。請求が行われなかった場合には、保証金が返金される。

不服審査委員会は、通常、告訴人が上述の要件のすべてを満たすことを条件にして、緊急な場合に予備的措置を承認する。しかしながら、不服審査委員会では、予備的措置の請求理由につき、告訴人に、勝訴する現実の見込みがある場合にのみ請求を認めるよう、最大限の注意を払っている。予備的措置が承認されるまでには、1～7日かかる。

2. 警告状

サウジアラビアでは、どの手続きであれ、一般に、侵害者に対して商標侵害に関する警告状（侵害停止の要求書）を送付することが第一歩となる。サウジアラビアでは、官吏（つまり、公証人）から警告状を送付できないため、権利者は、これを侵害者（侵害の容疑者）に直接送付するか、サウジの弁護士を通じて送付する。

サウジアラビアでは、警告状が、必ずしも効率的な法的措置ではないことは事実であるが、侵害を即刻又は少なくとも警告状の設定期限（通常は15～30日に設定される）内に侵害を停止させることができる場合もかなり多い。

3. 民事的措置

商標の所有者は、他の者が、自らの商標と混同を生ずる程度に類似する商標又は標識を使用するのを差し止め、損害賠償を請求するために、不服審査委員会に民事訴訟を提起できる。サウジアラビアにおいて、侵害者に対する民事訴訟を提起できる期間に期限の定めはない。これは、権利の主張に期限はないとするイスラム法の原則にもとづいている。

民事訴訟を提起する場合には、次の書類の提出しなければならない。

- a) 委任状。委任状は、原告の権限を有する者がこれに署名し、認証を受け、作成した国のサウジ領事館の認証を受けなければならない。その後、委任状は、サウジアラビアの外務司法省の証明を受けなければならない。
- b) 原告が企業の場合には、有効な商業登録証の写しを提出する必要がある。
- c) 模倣品のサンプル、小売店の写真、侵害者から受け取り、価格及び侵害者の名前が記載された領収書など、侵害を証明する証拠。
- d) 原告の監査人報告書など、請求する賠償額を裏付ける証拠。

すべての書類は、認証を受け、アラビア語で提出するか、その国内の公式翻訳者を通じた公式のアラビア語訳を提出しなければならない。

訴訟が提起されると、公判日が設定され、公判への出廷を求める召喚状が用意され、被

告に送達される。被告は、公判日に、反論書を提出するか、公判の延期を申し立てることができる。裁判所は、通常、その申し立てを認め、公判を別な日に延期する。サウジアラビアでは、書類を提出する期限の定めがなく、同じ理由により、公判が何回も延期される場合がある。不服審査委員会は、賠償額を決定する際に、その決定を支援するための専門家を任命できる。

民事訴訟において勝訴した場合、不服審査委員会は、予備的措置により押収した模倣品又は物品の破棄を命ずる判決及び損害賠償に関する決定を下す。損害賠償について決定する際には、実際の損失又は損害のみが考慮される。サウジアラビアにおいて、間接的損害又は精神的損害に関する主張は、認められない。

不服審査委員会の判決は、その通知から 30 日以内に審査パネルに控訴することができる。民事訴訟が確定するまでには、通常、1～3 年かかる。

4. 刑事訴追

サウジアラビアでは、権利者が、侵害者を刑務所に入れることに関心がないため、知的財産を防衛するための手段としての刑事訴訟に対するニーズが小さかった。侵害者に対する訴訟を提起する最も重要な目的は、侵害をやめさせることである。

商標の所有者が、刑事訴追を希望する場合、所有者は、不服審査委員会に刑事訴訟を提起しなければならない。商標法の第 43 条では、商標を侵害する者について、次のように規定する。

- a) 公衆を誤解させるような方法で登録商標を偽造又は模倣する者及び偽造商標又は模倣商標をそれと知って使用する者。
- b) 他の者の所有する商標を自らの製品又は役務に悪意で添付又は使用する者。
- c) 偽造され、模倣され、又は、不法に添付又は使用された商標を表示する製品につき、それと知っていたにもかかわらず、その販売を申し出、これを販売するために展示し、販売し、もしくは販売目的で保有する者又はそれと知っていたにもかかわらず、その商標の下で役務を提供することを申し出た者。

刑事訴訟は、不正行為の日から 5 年以内に提起しなければならない、そうしなかった場合には、刑事訴訟が阻却される。刑事訴訟において勝訴した場合、侵害者は、1 年以下の拘禁刑そして又は 5 万サウジ・リヤル以上、100 万サウジ・リヤル以下（およそ、1 万 3,272 米ドル以上、26 万 6,110 米ドル以下）罰金に処される。

5. 行政的措置

模倣行為に対抗するための最善かつ最も迅速な手段は、行政的措置である。商標の所有者は、これを利用するため、商工業省の商業詐欺防止部 (ACFD) に告訴することができる。告訴は、書面で行い、次の事項を記載しなければならない。

- a) 侵害者の正確な名称及び住所。

- b) 有効なサウジ商標登録の写し。
- c) 模倣品のサンプル又は侵害者の販売店の写真。
- d) 侵害が疑われる商標及び正確な日付を示す侵害者の発行した領収証。
- e) 委任状。委任状は、原告の権限を有する者がこれに署名し、認証を受け、作成した国のサウジ領事館の認証を受けなければならない。その後、委任状は、サウジアラビアの外務司法省の証明を受けなければならない。

ACFD の職員は、告訴を受け、侵害の申し立ての対象となっている者の販売店へのレイドを実施する。侵害の存在を記録し、職員及び販売店の所有者又はその代理人が、これに署名しなければならない。職員は、侵害製品を押収し、三つのサンプルを採集し、その一つを捜査検察局に送る。

職員は、押収記録を作成し、職員及び販売店の所有者又はその代理人が、これに署名しなければならない。この記録には、商品を押収した場所及び押収品の説明及び量を記載しなければならない。

また、職員は、侵害者に対する即時捜査を行うこともできる。実務上は、押収品が模倣品であることを侵害者が認めた場合、職員は、破棄命令をただちに作成し、職員及び販売店の所有者又はその代理人が、これに署名しなければならない。その後、押収品は、破棄施設に送られ、破棄される。

告訴人は、破棄に立ち会うことが許されない。しかしながら、すべての押収品を破棄したことを裏付ける破棄報告書の写しを入手できる。模倣品の破棄は、通常、告訴人の費用により行われる。

職員が、即時捜査を行えない場合、侵害者は、ACFD における正式捜査に出頭するよう通知される。侵害者が、押収品が純正品であることを宣言した場合、真正品と模倣品との違いを書面により確認するよう告訴人に要求する。国内商業担当次官は、不服審査委員会（第一審法廷）における刑事訴追を要求するとともに、模倣品のサンプルと侵害に関係するあらゆる書類を捜査検察局に付託する。捜査検察局は、刑事訴訟において公訴権を行使する。

6. 水際対策

商標及び著作権保護のための水際措置に関する細則が 2005 年に発出された。この細則によれば、税関当局は、侵害商標が貼付されている疑いのある製品を解放してはならず、また、住所がわかる場合には、輸入業者及び商標の所有者にこれを通知しなければならない。サウジアラビアでは、税関当局に商標を登録する制度がまだ存在しない。

実務上は、税関当局が、模倣品を探知すると、当該商品の申告手続きを延期し、真贋を確認するために商工業省の商業詐欺防止部（ACFD）にサンプルを送る。ACFD は、通常、サウジアラビアの免許を有する研究所又は商標の所有者又はその代理人を通じ、模倣品と真正品との鑑別を行う。所有者には、模倣品と真正品との違いを示し、説明する報告書の提出が要求される。

模倣品であることが判明した場合、税関当局は、模倣品を破棄するか、輸入業者の費用により侵害商標を除去した後に再輸出するかのいずれかに決定する。税関の決定に対し、その通知から 60 日以内に不服審査委員会に不服を申し立てることができる。

第3節 海賊版

サウジ政府は、知的財産権全般、特に著作権の保護を増強するためにさまざまな重要施策を導入した。文化情報省は、サウジアラビア王国における著作権保護を扱う著作権部と呼ばれる部門を新設した。著作権部は、(a) 文学的著作物の保護、(b) 美術的著作物の保護、(c) コンピュータ・プログラムの保護、(d) 取り締まり及び捜査、(e) 対国際機関関係、広報及び訓練を扱う五つの課で構成される。また、同省は、著作権保護に関する有益な情報を提供するために新しいホームページも開設した⁵。

上述のような進展があつたにもかかわらず、海賊版は、まだ増え続けている。これは、サウジの裁判所が、侵害者に対して、これまで抑止的な刑罰を適用してこなかったためである。2003 年に発出された新著作権法は、重い罰則を規定しているものの、そのエンフォースメント体制は、まだ弱体である。米国通商代表部のスーパー301 条報告書⁶によれば、サウジアラビアは、中東諸国の中でも、エンフォースメント体制が最悪かつ海賊版の横行が最も深刻な国の一つであるという。その 2008 年報告書によれば、サウジアラビアでは、著作権侵害により、2007 年に推計で総額 1 億 4,500 万ドルにのぼる損害が生じたという。この推計には、レコード及び音楽、そしてビジネスソフトも含まれる。報告書の結論によれば、サウジアラビアにおける著作権侵害がやまないのは、抑止的刑罰が適用されていないこと、そして、その制度に透明性に欠けているためだという。報告書は、著作権の侵害者が収監されていない点を指摘する。

サウジアラビアにおいて海賊版の CD 及び DVD、他にも模倣電子機器が販売されていることで最も有名な市場として、Computer Market (アラビア語名称は「Haraj Al Computer」という)がある。Computer Market は、リヤドの Olya 通りにあり、消費者は、5 サウジ・リヤル (1.5 米ドル) で海賊版ソフトウェアを買うことができる。著作権部は、この市場に対し、捜査官による捜索を何回も行っているものの、侵害者は、収監されず、海賊版の CD 及び DVD の販売がいまだに続いている。また、市場内の侵害業者が、海賊版 CD 及び DVD をコピー、複製している事実も報告されている。2007 年に、疑わしい四つの大きな倉庫を対

⁵ <http://www.info.gov.sa>

⁶ <http://www.ustr.gov>

象とする大規模な捜索を行い、海賊版の音楽及びビデオカセット、VCD 及び DVD50 万個を押収した。

一部の大学では、書籍の違法な複製も始まっており、海賊版のビデオゲームが小売店で堂々と販売されている。サウジアラビアの複合住宅における信号窃盗(signal piracy)も、依然として問題である。

文化情報省は、著作権の保護状況を改善することを目指しており、民間の権利者との協力を歓迎している。しかしながら、サウジの海賊版市場は巨大であり、侵害者の数に対し、捜査官の数が少な過ぎる。

1. 海賊版に対する特別委員会

サウジ政府が、著作権特有の問題に対処するために採用した方策の中で、成果を上げているものの一つが、文化情報省内に著作権侵害に対処するための特別委員会を設置したことであった。この委員会は、1名の法学者、1名のイスラム法学者を含む最低で三名の委員により構成される。

2. 海賊版に対する暫定的な防止措置

権利者は、著作権侵害を防止し、侵害著輸入作物が流通チャンネルに到達するのを防ぐため、緊急に暫定的措置を講ずるよう求める申請書を委員会に提出することができる。証拠収集の遅延又は証拠隠滅のおそれがあることが条件となるものの、委員会は、これに応じ、侵害が疑われる当事者に事前に通告することなく、暫定的措置を講ずることができる。

委員会は、次の内容を提出するよう申請人に要求することができる。

- a) 著作権対象著作物の所有権に関する証拠。例えば、ベルヌ条約締約国における著作権登録証など。
- b) 権利が侵害されているか、今にも侵害されようとしていることを証明する予備的証拠。
- c) 被告を保護するのに十分な額の保証金。
- d) 訴訟の正当性を判断するのに必要な証拠。

委員会は、暫定的措置を講じた後、その対象とされた当事者に通知し、通知を受けた日から 31 日以内に暫定的措置に関する見解を記載した反論書を提出するよう求めることができる。委員会は、反論書の提出を受け、暫定的措置を変更、取り消し、もしくは再度承認する決定を下す。

侵害の事実がなかった場合、又は暫定的措置を取り消した場合、委員会は、当該処分により損害を被った当事者に補償する。委員会は、侵害の事実が証明された場合において、荷送人及び荷受人の名称及び侵害著作物の数量を所有者に通知する権限を有する。

3. 海賊版に対する水際対策

侵害著作物が他の法域に由来する場合もあり、その場合、著作権者には、輸入され、又

は輸入又は輸出することが意図されている著作物が、国境に到達した際に、これを阻止し、押収するよう求める要求書を委員会に提出する権利がある。また、その際には、被告（輸入業者）を保護するのに十分な額の保証金を提出することも要求される。この要求書には、輸入もしくは輸出される著作物が侵害品であると疑うべき正当な理由が記載されなければならない。著作物が押収されると、原告は、自らの主張を証明するため、押収された著作物を確認することができる。押収する根拠とされた事実が誤りがあった場合、申請人（原告）は、輸入業者又は輸出業者に補償する。

申請人は、水際措置が講じられたときから 10 営業日以内に、侵害著作物の破棄を要求し、損害賠償を請求する訴えに、裏付けとなる証拠を添え、委員会に提出しなければならない。損害賠償額を決定する際は、実際の損失又は損害のみを考慮する。サウジアラビアでは、間接的損害又は精神的損害に関する主張が認められない。

4. 海賊版に対する民事的措置

権利者又はその代理人は、文化情報省の担当部局に対し、侵害の結果として被った損害の賠償を書面により申し立てることができる。この申立書は、侵害の結果として被った損害及びこれがどのように生じたか、賠償金の推定額及び推定の根拠を詳細に説明し、これを裏付ける証拠を添えなければならない。

そこで、担当部局は、申立内容を検討し、反論書を提出するよう被告に通知する。その後、担当部局は、委員会の決定を求めるため、調査報告書にあらゆる書類を添え、これを委員会に付託しなければならない。

5. 海賊版に対する刑事訴追

著作権法の第 21 条は、サウジアラビアにおいて著作権侵害であるとみなされるものとして、次の行為を規定する。

- a) 所有権を有しない著作物の発行、所有権者と偽装し、又は作者の書面による許諾を得ずに、もしくは著作者、その法定相続人又はその代理人と契約を締結せずに、著作物を発行すること。
- b) 発行者、制作者、頒布業者及びその他の第三者が、著作者に連絡せず、かつ、同人の書面による事前承認を得ずに、著作物の内容、性格、主題又は題名を変更すること。
- c) 制作者、発行者又は印刷業者が、著作権所有者の書面による事前承認を得ずに、又は、再版の権利証書を保有せずに、著作物を再版すること。
- d) 著作物所有者の権利喪失を引き起こす、書面による情報や電子化情報の除去。
- e) 暗号化やレーザーその他の手段を利用して記録されたデータなど、著作物の正規コピーの使用を保障する電子プロテクト情報の除去又はクラッキング。
- f) コピーソフトの使用や、不法手段による暗号化された放送番組の受信など、著作権の所有者が承認していない詐欺的手段による知的著作物の商業利用。

- g) 著作権の所有者が定めていない手段による著作物の受信又は利用を助長する手段を、売却もしくはレンタルの目的で製造あるいは輸入すること。
- h) 著作権の所有者と文化情報省の担当部局の書面による同意を得ずに、一冊の書籍あるいは複数の書籍の一部もしくはあらゆる著作物の一部を有償又は無償で複製又は写真撮影すること。但し、同法第 15 条の規定による合法的な複製は例外とされる。
- i) 偽造、模倣又はコピーされた著作物の輸入。
- j) 原物以外の著作物を営利企業、その倉庫又はこれが所有する任意の他の施設に直接又は間接的に、かつ、なんらかの偽装の下に保管すること。
- k) 同法の規定により保護される権利の侵害及び本法の規定に対する違反。

権利者は、文化情報省内の委員会に告訴し、拘禁刑を請求できる。委員会は、捜査及び尋問のために、任意の関係者を召喚できる。委員会は、告訴の内容を検討した後、その過半数により決定を下す。しかしながら、この決定は、文化情報相の承認を得ない限り、その効力を生じない。

委員会が、侵害者に拘禁刑又は 10 万サウジ・リヤル（およそ 2 万 6,611 米ドル）を超える罰金、又は店舗の恒久的閉鎖及び免許の取り消しを科すことが相当であると判断した場合には、その問題を文化情報相に付託し、その問題を不服審査委員会に移送することにつき、文化情報相の承認を得なければならない。文化情報相は、問題を不服審査委員会に移送し、その審理及び侵害者に対する適切な刑罰の量刑を求めるかどうかを決定しなければならない。

捜査した結果、侵害の事実が証明された場合には、1 人以上の侵害者に、次の一つ以上の刑罰を科す。

- a) 警告
- b) 25 万サウジ・リヤル（およそ 6 万 6,528 米ドル）以下の罰金
- c) 著作権侵害商店の閉鎖
- d) 侵害著作物すべての没収
- e) 最高で 6 カ月の拘禁刑

委員会の決定は、当該決定の通知を受けた日から 60 日以内に不服審査委員会に不服を申し立てることができる。

6. 海賊版に対する国境措置

商標及び著作権を保護するための国境措置に関する細則が 2005 年に発出された。

文化情報省は、著作権保護を強化するために、特定の国境拠点に支局を設置した。これらの支局は、税関当局と協力し、著作権侵害の事実を証明する一応の証拠を入手した際に、疑わしい著作物の解放を差し止めることができる。そこで、支局は、著作権部に通告し、委員会と協力して必要な措置を講ずるよう求める。

第4節 特許、工業意匠、回路配置及び植物品種の権利のエンフォースメント

サウジアラビアにおいて、特許、工業意匠、集積回路及び植物品種は、一つの法律の下で規制され、そのエンフォースメント手続きも同じである。従って、特許に適用される手続きは、同法にもとづいた他の権利にも適用される。

サウジアラビアは、特許、工業意匠、集積回路及び植物品種の侵害を取り扱う特別な委員会をアブドゥラジズ王科学技術都市（KACST）に設置した。この委員会は、3名の法律専門家と2名の技術専門家により構成される。

1. 暫定的措置

原告は、委員会に（民事又は刑事の）告訴状を提出する際に、緊急に予備的かつ暫定的措置を講ずるよう請求することができる。処分の妥当性を証明できなかった場合に被告の権利を保護するため、原告は、保証金を提出しなければならない。

2. 民事及び刑事による措置

権利者は、委員会に（民事そして又は刑事）訴訟を提起することにより、侵害を防止するよう求め、併せて損害賠償を請求することができる。委員会は、10万サウジ・リヤル以下の罰金を侵害者に科すことができる。再犯の場合には、罰金の額を2倍に増額できる。

告訴状には、次の事項を記載しなければならない。

- a) 原告の完全な名称、住所及び職業
- b) 被告の完全な名称、住所及び職業
- c) 訴訟物
- d) 主張を裏付ける証拠

侵害が拘禁刑に相当すると委員会が判断した場合には、その訴訟を不服審査委員会に付託しなければならない。その場合、委員会は、侵害による損害が生ずるのを防ぐために必要な予備的かつ暫定的措置を講ずることができる。

委員会は、決定を下すにあたり、必要に応じ、随時、政府機関による説明及び専門家の支援を要請することができる。委員会の決定を不服とする場合には、決定が通知された日から60日以内に、不服審査委員会に不服を申し立てることができる。

3. 特許権侵害

次の行為は、侵害であるとみなされる。

- a) 製品の場合：その製造、販売、販売の申し出、使用、保管又はそのいずれかを目的と

する輸入。

- b) 工業的方法の場合：方法の使用、又は、その方法を使用することで直接得られた製品に関係する前項において言及したいずれかの行為の実行。

4. 集積回路配置権侵害

次の行為は、侵害であるとみなされる。

- a) 集積回路への組入れによるか又は他の方法によるかにかかわらず、当該設計全体又はその一部を複製すること。個人的な目的又は研究、分析、教育もしくは評価等の科学的目的に関係する行為は、侵害とはみなされない。
- b) 設計又は設計が組み入れられている集積回路の輸入、販売又は頒布。このような集積回路を組み入れた物品に係るこの段にいう行為の何れかを実行することも、この回路が不法に複製された設計を包含する場合は、侵害とみなされる。

5. 植物品種育成者権侵害

次の行為は侵害であるとみなされる。

- a) これを生産又は繁殖すること
- b) 繁殖の目的でこれを適応させること
- c) これを輸出すること
- d) これを輸入すること
- e) その販売を申し出ること、これを販売すること又はその他の種類のマーケティングを行うこと
- f) 上記のいずれかの目的のためにこれを保管すること

6. 工業意匠権侵害

サウジアラビアにおいて、全部又は相当部分が複製された工業意匠を含む、又は示す製品を製造、販売又は輸入する行為がなされた時に、工業意匠権が侵害されたものとみなされる。

第5節 代替的紛争解決

サウジアラビアにおいて、知的財産に関する紛争を裁判外で解決する最も一般的な方法が、仲裁である。仲裁は、イスラム暦 1403 年 7 月 12 日（1983 年 9 月 14 日に対応）付けの国王命令第 46 号により発出された仲裁法及びその施行規則により規律されている。

サウジの裁判所は、仲裁付託の合意の内容がいかなる法律、規則又はイスラム法にも触れない限り、一般に、仲裁付託を望む当事者の意思を尊重する。さらに、仲裁法の第1条は、当事者が、紛争の生じた前又は後でも、これを仲裁に付託することを合意できると定める。

施行規則の第1条は、法定刑（ハッド刑）、配偶者（夫と妻）間又は一般法又は政策にもとづいた有罪の宣誓などの和解が許されない場合には、仲裁を適用すべきではないと規定する。知的財産に関する紛争は、仲裁に付託できる。

紛争当事者は、仲裁手続きを利用しなかったとすれば、その紛争を管轄したであろう裁判所に仲裁付託の合意書を提出しなければならない。そこで、裁判所は、1名以上の仲裁人を指名し、これに争いを付託する。

紛争の当事者は、仲裁人の裁定を正式に通知された日から15日以内に、裁定が提出された裁判所に不服を申し立てる（上訴する）ことができる。さもなければ、当該裁定が確定する。裁判所は、この不服申し立ての内容を検討した上で、これを拒絶して裁定の執行を命ずるか、申し立てに応じて争いの再審理を行う。従って、サウジアラビアにおける仲裁は、最終的には裁判所の判決に代わる選択肢とはなり得ない。

第6節 パッシングオフ（詐称通用）

パッシングオフは、一般にコモンロー上の不法行為を根拠とするため、サウジアラビアでは、パッシングオフは認められない。サウジアラビアの法制度は、コーラン、スンナ（預言者マホメットの承認及び言行）、イジュマー（イスラム法学者の合意）、及びキヤース（類推）を法源とするイスラム法に立脚している。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル 中東編

[著者]

〈UAE およびサウジアラビア〉

Al Tamimi & Company, United Arab Emirates

〈イラン〉

Law office of Albert Bernardi,

Dr. Albert Bernardi

日本貿易振興機構

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2009 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2009 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。